

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る総務部各課の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百九十七号
地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
にかかる総務部各課の定期監査を執行したので、その結
果を次のとおり公表する。

昭和三十三年十二月十九日

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

監査箇所

執行年月日

秘書課

昭和三十三年十月十六日

総務課

"

企画広報課

"

会計課

"

地方課

"

統計課

"

人事課

"

財政課

"

自 十月七日
至十一月六日

秘書課

昭和三十三年十月十六日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

課長以下六名で知事に対する陳情等の取次、その他連絡

調整及び秘書事務を円滑に処理してきたものと認めた。

総務課 昭和三十二年十月十六日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 文書係に三五名の職員を配し文書の收受、発送、編さん、保存、浄書及び庁内集配の集中管理等一連する文書事務の処理を行っているが、これが合理化能率化のため人員及び事務量の分析再検討が必要である。なお浄書用品、印刷機の更新整備等につき予算的配慮が望まれる。

二 渉外労務理事務所に対する人事、予算の適正配分の問題については既に該所監査の際指摘している如く本庁、出先機関を通じ慎重に検討の要がある。

三 経理事務その他につき次の点留意されたい。

1 公報収入、過年度分未収金四万六千円は早期に徴収すること。

2 電話諸費のうちで工事請負費五万円と消耗品費一万二千円を備品費に流用し小使室ポイラーを六万二千で購入しているがこれは庁内管理費で支弁整理すべきである。

企画広報課 昭和三十二年十月十六日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 県政計画の概要を策定し県政の狙いとその方向を示しているが、これらの諸施策の推進は各当局箇々により実施しその実態と効果のはあく、並びに調整が不十分であり行財政効果に影響するところが多く認められる。これはひつきよう、本課の調整推進機関としての機構組織上の欠かんによるものと思料するので慎重再検討の要がある。

二 大山出雲特定地域総合開発事業の進捗状況は変更事業費に対し僅か二%であつて良好とはいえない。

これが、主な原因は総合開発事業に対する別枠予算が確保されないこと、事業の計画審議と実施推進の機関が異つていて連絡調整に欠け機構上の欠かんがあること、計画の内容に修正を要するものがあること等が認められるで速にこれが解決は正に努むべきである。

三 毎月「県政だより」を三千余部発行し県下市町村各部落に配布しているが、その状況は四五世帯に一部の割合であつて、総括的県政施策の末端滲透は困難と思われる。これが発行部数の増加、並びに配布先の選抜につき検討考慮の要がある。なお各部課でなされる広報宣伝についても出来る丈け本課を通じて連絡調整を図り広報活動の統制と効率化に努められたい。

会計課 昭和三十二年十月十六日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 小 谷 善 高

一 会計事務の適正運用については鋭意努力されている

が事務量は逐年増加しているので事務処理の正確と能率化について一層研究努力されたい。

二 出先機関の会計事務処理も逐年改善向上されつつあるが未だ適確を欠ぐものが少くないので会計実地検査、経理事務担当者の研究研修会の開催等による指導に努め特に出納員或は経理事務担当者に更迭のあつた場合の指導監督については一層配慮されたい。

三 用品調達事業は開始以来円滑な運営がなされているが更に利用範囲の拡大と事業内容の伸張について検討されたい。

地方課 昭和三十二年十月十八日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 上 根 政 幸

一 新市町村建設促進法の施行に伴つて従来の町村合併

促進法に基く合併基本計画四市二六町に再検討を加えた結果、四市二九町とすることに決定し、本春国府、伯仙、郡家、中山の新町の発足をみているが奥日野地区を始め他の未合併町村の実情は極めて深刻なものがあり行詰つているようであるがこれが打開策につき一層努力されたい。

二 新市町村建設促進法の施行によつて本年度はモデル町村を指定し新町村建設計画に対する調整促進費の支弁と施設整備の助成を行つていたがこれらの建設計画の調整を通じ今後の新市町村の育成、助長、指導を如何に推進すべきか、或いは他課で行つてゐる新農、山、漁村建設事業との調整の問題等併せ考慮し遺漏なきを期すべきである。

三 県下市町村における本年度決算状況をみると二市一九町村が九千三百余万円の実質赤字を生じている。この赤字を前年度と比較すると三億二千一百余万円赤字解消している。これは地方行政制度の改正と経済界の好転その他自主再建に努めた結果とも考えられるが

更に財政再建団体が誠実にその再建を図つてきたとも解せられる。県は更にこの決算内容を充分分析、検討し財政指導の徹底を期する要がある。

統計課 昭和三十三年十月十八日 監査
監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 上 根 政 幸

一 国の指定統計職員に配当定員は四四名で国庫負担職員費が低額のため当初予算はこの定数を一〇名減じ三名とし執行したがなお且つ人件費に不足を生じ決算上は七十五万余円県費充当している。
また国の指定統計以外の県独自の統計調査を実施しているがこれに対する県費職員は未設置である等不合理の点が多いので国庫負担職員に対する給与単価の合理化、につき国に対し折衝及び県費計上の要がある。
二 各種指定統計調査に要する指導員、並びに調査手当、

その他調査客体における諸経費は極めて僅少であるのでこれらの単価引上等についても強力で要請すべきである。

三 調査員の資質の向上、統計協会の育成及び調査統計の県政への反映について更に考慮の余地がある。

人事課 昭和三十三年十月三十日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本年二月行政機構の改革によつて四部制とし、出先機関等についても数度整備に努めているがなお下部機構の簡素合理化、職員の適正配置につき検討を要するものが少くないので更に考究善処されたい。

また本年度は更に六五名の定数削減を行つてゐるがこれに伴う事務の簡素、能率化に努めるとともに職員の新陳代謝による給与費の節約に一層努力されたい。

二 知事部局における臨時職員は期限付職員三〇八名、臨時的任用職員五〇名計三五八八名(昭和三十三年十月

一日現在)で昭和三十年四月の四三二名に比較すると七四名減少している。

これら職員の大部分のものは恒久的性格を有するものでありながら雇傭期間、身分、給与等常に不利の状態におかれており、これが処遇等につき慎重検討中と思考されるも早期適切な措置を講ずるよう一層配慮されたい。

三 過去数年の職員健康診断の結果によれば就業禁止者の職員総数に対する比率は三分の一程度に減少し逆に勤務制限者の比率は二倍乃至三倍近く上昇している。これは本人の自覚、検診の徹底及び治療法の進歩によるものと思われるが就業禁止及び勤務制限を通じて見るときは罹病比率は逐次上昇の傾向が見受けられるので健康管理に一層の配慮を望む。

財政課 昭和三十三年自十月十七日 監査
至十一月六日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻原治郎
同 小谷善高
同 上根政幸

一 予算編成並びに執行に当つては不断的の努力が払われていることは認められるけれども、本庁及び出先機関に対する監査、検査、審査等を通じてみると未だ予算化の措置、予算積算の合理化、予算執行の適期等に適切を欠き著しく行財政効果を減殺しているものが少なくない、予算編成に当つては実態認識の上に立つて査定方式に新工夫を講じ常に適正な予算計上に努めるとともにその執行に当つても経済性を失するが如き分割執行等は逐次改め、適期にしかも最大の効果を挙げ得るよう一段の努力を望む。

二 税務事務に対する第一線機関の査察指導は未だ不徹底である、殊に数次の税法改正に伴うこれが賦課徴収両面に亘る一連の業務運営の総合的企画、調査と適正運用に対する指導、及び民主的納税の徹底につき一層配意すべきものがある。

なお現、過年度調定分の徴収状況は良好であるが滞納繰越分については依然低率を示しているので、更に徴収体制を確立し税収確保の徹底を期すべきである。

三 具有財産の維持管理に検討を要するものがある。特に財産台帳の不整備、登記の未済、土地境界の不明確等が指摘されるのでこれらは早急に適切な措置を講じ具有財産の維持、管理且つ効率的利用に万全を期すべきである。

なお本庁舎の新築は地方行政機構の改変問題ともならみ、合せ慎重考慮せられるべきであるがそれまでの間の補修も今少しく配慮すべきでありまた出先機関の庁舎のうちにも老朽化しこれが維持管理に苦慮している面がうかがわれるのでこの点併せ検討せられたい。

四 国の措置に俟つべき依存財源の合理化、自主財源の強化、公債費、直轄事業分担金、及び特殊立法に基づく諸施策の財源確保等問題についてはこれが解決要請推進の中軸となり一層努力するとともに県財政の自主再建に努められたい。

五 県債のうち公募債に切替えたものの収入措置につき発行差金を発行額から差引いたものを県債収入としていたことは適切と認め難い。